

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく  
くろまぐろ大型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、知事管理漁業における、30キログラム以上のくろまぐろの第6管理期間前期（令和2年4月1日～令和2年7月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和2年5月27日  
沖繩県知事

1. 期間別割当量に対する採捕の数量の割合

70パーセント (A/B)

※ 知事管理漁業による採捕の数量：133.8トン (A)  
期間別割当量：192.1トン (B)

2. 知事管理漁業の漁業者が通常の採捕を行うとした場合に、採捕の数量が当該割当量を超えると見込まれる時期

令和2年6月1日頃

【考え方】

- ・直近の採捕の状況から見込まれる1日あたりの採捕数量  
約10トン/日・・・①
- ・割当量の残り  
 $192.1\text{トン (B)} - 133.8\text{トン (A)} = 58.3\text{トン} \dots \text{②}$
- ・超過に係る日数  
 $\text{②} \div \text{①} = 5.8\text{日}$
- ・従って、数量集計日（5月27日）のおよそ5日後に超過の見込み